

# 粉じん作業特別教育

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項及び粉じん障害防止規則第22条第1項により、粉じん作業に係る業務に労働者を就かせる時は、粉じん作業特別教育規定に基づく特別教育を行わなければならないことが義務付けられております。

当協会では、事業主に代わって粉じん作業特別教育を下記によりを開催いたしますので、多数受講されますようご案内申し上げます。

- 日 時 2019年8月2日(金) 8:45~14:25 (受付 8:30 リンテーション 8:45)  
※集合時間は厳守してください。遅刻、早退、欠課の場合は受講修了と認められませんのでご注意ください。
- 会 場 気仙教育会館 (大船渡市盛町字東町 14-2) ◎駐車場あり \*玄関前には駐車しないでください。
- 受 講 料 【会 員】 6, 264円 (消費税8%込) (受講料 5,400円 テキスト代 864円)  
【非会員】 7, 344円 (消費税8%込) (受講料 6,480円 テキスト代 864円)
- 定 員 30名
- 申込締切日 7月25日(木) ただし定員になり次第締め切らせていただきます。  
締切日までに受講料のお支払いがない場合は申込が取り消されることがありますので  
ご注意ください。  
※申込者数が少ない時は開催を中止する場合がありますのでご了承ください。
- 申込の方法 裏面の「受講申込書」に受講料・テキスト代を添えて下記までお申込みください。(FAX 可)  
※銀行振込の場合は申込締切日までに下記口座へお振込みください。

(公財) 岩手労働基準協会 大船渡支部 電話 0192-47-3882 FAX 0192-47-3887

〒022-0003 大船渡市盛町字中道下 2-25 大船渡商工会議所 別棟 2階

岩手銀行 大船渡支店(普) 0318834 ※お振込手数料はご負担願います。

- キャンセルの取扱 7月26日(金)以降の申込取消及び欠席については、受講料のお返しはできません。
- カリキュラム

時 間	講 習 科 目
8:45~ 8:50	リンテーション
8:50~ 9:50	粉じんに係る疾病及び健康管理 (1H)
9:55~10:55	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法 (1H)
11:00~12:00	作業場の管理 (1H)
12:50~13:20	呼吸用保護具の使用の方法 (0.5H)
13:25~14:25	関係法令 (1H)
(休憩 9:50~9:55、10:55~11:00、昼食 12:00~12:50、休憩 13:20~13:25)	

## 9. その他

- 受講票は締切日後に郵送いたします。講習日3日前までに届かない時は当支部へご連絡ください。
- 所定の時間を受講した方に「修了証」を、事業場には「受講修了者証明書」を交付いたします。
- 筆記用具、昼食をご準備ください。
- 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しております。

# 粉じん作業特別教育 受講申込書

実施日 2019年 8月 2日(金)

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
現住所	(番地まで詳しくご記入ください) 〒 —		TEL (	) (	) (	)

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 —	TEL (	) (	) (	)
			FAX (	) (	) (	)
	事業場名 代表者名		担当者名			
			内線 (			)
※該当箇所にお印を お付けください。	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会 員	非会員	受講料振込予定日		
	受講票送付希望先	勤務先	自宅	月 日		

年 月 日

受講者名 (本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会会長 殿

〈記入に際しての注意事項〉

- 1)氏名(ふりがな)、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入ください。(鉛筆書き不可)
- 2)忘れずに**担当者名**をご記入ください。

※申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。